

## 【申込みから検査結果通知及び陽性判定者の発生届までの流れ】

※別紙のフロー図と併せてご覧ください。

## 申込み・事前準備

①申込み **事業所**

・申込担当者(管理者等)は、指定の URL から展開したホームページにパスワードを入力し、表示される申込フォームから必要事項を入力し、申込みを行ってください。

## 【令和3年10月以降で 初めて申込みの場合】

所在区やサービス種別、事業所名を選択し、事業所の所在地、担当者名、担当者電話番号、担当者メールアドレス、**初回**の検査数(1回分)、**初回**の検体回収希望日、**次回**の検査数(1回分)等を入力

## 【令和3年10月以降に 申込みをしたことがある場合】

所在区やサービス種別、事業所名を選択し、事業所の所在地、担当者名、担当者電話番号、担当者メールアドレス、**今回**の検体回収希望日、**次回★**の検査数(1回分)等を入力

★1月以降の検査を実施するかどうかは未定ですが、継続実施するとなった場合に以降の検査をスムーズに実施できるよう、あらかじめ次回分の入力をお願いします。

※検査を受検しようとするたびに申込みをお願いします。(複数回まとめての申込みはできません)

※検体回収希望日は、申込み日から土曜・日曜・祝日を除く6日後以降の日を選択してください。

(1日に検査できる件数には限りがあります。予約がいっぱいになった日は、選択することができませんので、ご了承ください)

※検体の精度を保つため、**検体の採取は、検体回収日の前日 12時以降に行っていただく必要があります。**  
(検体回収の時間等については、下記「⑦検体の回収」を参照)

例) 検体回収日が10/14(金)の場合は、10/13(木)12時から10/14(金)10時までに検体の採取が必要  
この点を踏まえて、検体回収希望日を設定してください。

②申込み完了の連絡 **Setolabo 衛生検査所**

・申込フォームから登録された担当者メールアドレスあてに、決定した検体回収日、「申込担当者マニュアル」、「受検者リスト」、「受検同意書」を送信します。

※迷惑メールの設定等により、申込み翌日になっても申込み完了のメールが届かない場合は、申込み用ホームページ上に記載している Setolabo 衛生検査所に連絡してください。

③同意書の徴取 **事業所**

・申込担当者は、各従事者から受検内容等にかかる「受検同意書」の提出を受けてください。

※「受検同意書」はまとめて Setolabo 衛生検査所に提出します。(下記「⑦検体の回収」を参照)

※「受検同意書」は上記②で送信されたもののほか、あらかじめ本市ホームページからも同じものをダウンロードすることができます。

## 検体採取

## ④検査キット等の配送 Setolabo 衛生検査所

- ・事業所あてに上記①で申込みをされました検査数に応じた検査キット等を配送します。
- 【令和3年10月以降で **初めて申込む場合**】 検体回収日の2日前までにお届け
- 【令和3年10月以降に **申込みをしたことがある場合**】 検体回収と同時にお届け（下記「⑦次回分の検査キット等の配送」を参照）

## ⑤受検者リストの提出 事業所

- ・申込担当者は、上記②で送信された「受検者リスト」に必要事項（事業所名、検査番号（ラベルに記載の検査番号）、受検者氏名、同意書提出欄）を入力し、**検体回収日までに** Setolabo 衛生検査所メールアドレスあてに送信してください。

## ⑥検体採取 事業所

- ・申込担当者は、「検査キット」と「検体採取マニュアル」を受検者に配付してください。
- ※**検体採取は必ず指定された検体採取日に行っていただくよう、従事者のシフト調整等をお願いします。**
- ・受検者は、あらかじめ指定している検体採取日に検体を採取してください。
- ・申込担当者は、**検体回収時までの間、冷蔵庫やクーラーバッグ等により、検体を適切に保管してください。**
- ※検査の精度を保つため、4℃以下の環境で保管する必要があります。
- ・申込担当者は、検体回収時まで、「受検者リスト」にて受検者数と検体数が一致していることを確認してください。
- ※**検体回収時までに検体の準備ができなかった方は、今回分としては検査を行うことができません。**
- ※使用しなかった検査キットは、検体回収時に Setolabo 衛生検査所の担当者に返却してください。

## ⑦検体の回収、次回分の検査キット等の配送 Setolabo 衛生検査所

## 【検体の回収】

- ・あらかじめ指定した検体回収日の10時から17時までの間（交通事情等により遅れる場合があります。）に、Setolabo 衛生検査所の担当者が、事業所まで検体の回収にお伺いします。
- ※**時間の指定等はありませんので、あらかじめご了承ください。**
- ※検体の回収は、1申込みに対し1回のみです。回収日時に間に合わない検体の再回収は行いません。
- ・申込担当者は、「検体」、プリントアウトした「受検者リスト」、「受検同意書」を準備しておいてください。
- ※上記⑤で先にメール送信している「受検者リスト」にある受検者のうち、急遽、検体採取ができなかった方がいた場合は、メール送信している「受検者リスト」をプリントアウトし、当該者の行を線で消してください。
- ※「受検同意書」は1人の受検者が12回受検する場合でも1枚（初回検査時のみ）の提出で構いません。2回目以降の検体採取時は提出不要です。

## 【次回分の検査キット等の配送】

- ・検体回収と同時に、上記①で申込みをされました検査数に応じた検査キット等を配送します。
- ※検体採取までの間の保管は常温で構いません。

## 検査実施

## ⑧検査の実施

## Setolabo 衛生検査所

- ・PCR 検査を実施します。(遅くとも検体回収日の翌日には検査を実施します)

## ⑨検査結果

## Setolabo 衛生検査所

・**受検者の全員が陰性であった場合は、事業所への連絡は行いません。**

※陽性判定者が発生した場合のみ、検体回収日の翌日 17 時までに事業所の申込担当者へ連絡します。

※検査の進捗状況は、上記①で申込みをしたホームページ上で確認することができます。

〔掲載イメージ〕 ●月●日の検体回収分

●●区に所在する事業所等の検査を完了し、陽性判定者への連絡は終了しました。

※**電話等による検査結果のお問い合わせには、対応しておりませんので、あらかじめご了承ください。**

※陰性であった旨の受検者への伝達は、申込担当者が行ってください。

## 【陽性判定者が発生した場合】

- ・陽性判定者が発生した場合、検体回収日の翌日 17 時までに、申込担当者あてに電話・メールにて、陽性判定者あてに電話にて、その旨を連絡します。
- ・申込担当者は、陽性判定者に対して、自宅待機等の必要な指示を行ってください。

## 【陽性判定者が発生した場合】

## ⑩医師の診察

## Setolabo 衛生検査所

- ・Setolabo 衛生検査所の医師が、陽性判定者に対して診察を行います。

※診察については、電話や問診票の提出等の方法により行います。

## 【陽性者が発生した場合】

## ⑪発生届の提出

## Setolabo 衛生検査所

- ・医師の診察の結果、陽性と診断した場合は、必要に応じて「発生届」を作成し、保健所に提出します。
- ・陽性と診断を受けた場合、申込担当者は、速やかに大阪市の担当部署(高齢者関係事業所は介護保険課、障がい者関係事業所は運営指導課)まで新型コロナウイルス感染の報告を行ってください。

★報告方法★ <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000523561.html#115>